

交通安全協会だより（令和3年3月号）

～ 自転車は車のなかま
自転車はルールを守って 楽しく 安全に！ ～

知っていますか？ 自転車の正しいルールとマナー

自転車で交通事故にあわない、起こさないために最も大切なことは、ルールとマナーを守って走ることです。

ルールとは、道路交通法やその関連の規則などによって定められているもので、それを守らなければ法令によって罰せられます。

マナーとは、相手を思いやる気持ち、道路においては「弱者優先」が大原則、自転車を運転する時は、常に歩行者を優先させるという意識を持ちましょう。

守りましょう！ 自転車安全利用五則（平成19年7月10日交通対策本部決定より）

○自転車は 車道が原則 歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。

車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。

※13歳未満の子供、70歳以上の高齢者等は歩道を通行できます。

○車道は左側を通行

自転車は、道路の左側に寄って通行しなければなりません。

○歩道は歩行者優先 車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

○安全ルールを守る

道路交通法で定められた交通ルールを守らない場合は罰則があります。

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 傘差し運転
- 携帯電話やスマートフォン等を使用しながらの運転 など



○ヘルメットの着用

自転車に乗って転倒すると、頭を打ったダメージにより、甚大な被害を負う危険性があります。

自転車に乗るすべての人がヘルメットをかぶることを勧めます。

絶対にやめましょう！「ながらスマホ」

自転車運転中にスマートフォン等の画面を見たり操作をする、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の発生が後を絶ちません。

中には、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生しています。

自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になり、周囲の自動車や歩行者等に対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながる極めて危険な行為です。